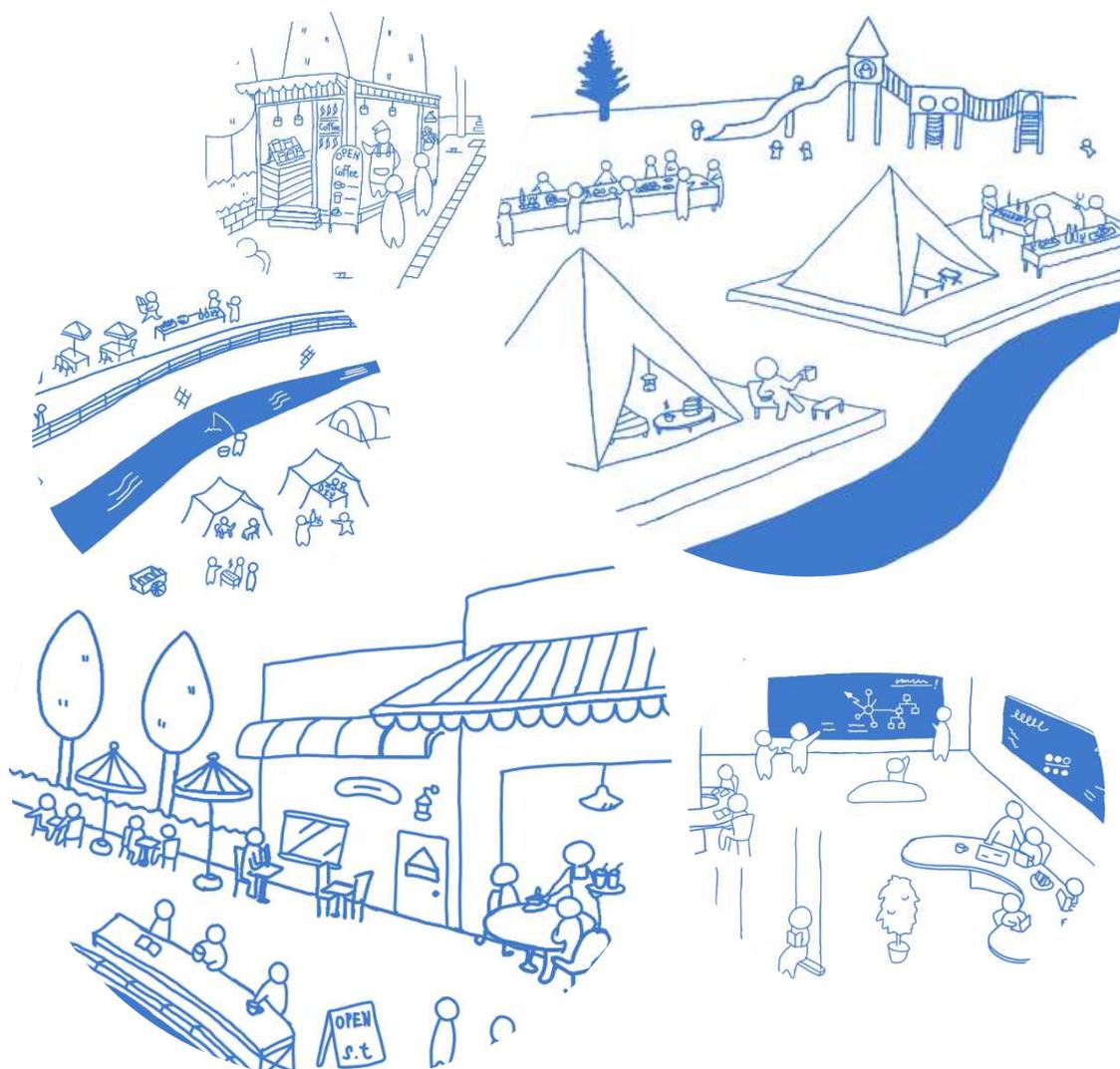


# 公共施設・空間を活かして

## あなたのまちを盛り上げませんか？

～道路・公園・河川(河原)・公共施設の利用手続きガイド～



令和4年12月(改正)

群馬県

(官民連携まちづくりプロジェクトチーム)

# コンテンツ

1	誰を対象とした手続きガイドですか？	1
2	試しに使える仕組みを用意しました	2
3	本格的に活用を進めるには？	5
3-1	道路	6
3-2	公園	10
3-3	河川（河原）	15
3-4	公共施設	20
4	まずはご相談ください	24
付録1	ぐんまトライアル・サウンディング実施要領	25
付録2	県が管理する公共施設	38
付録3	食品を提供する場合の手続き	43
付録4	公共施設・空間活用を進めるワケ	46

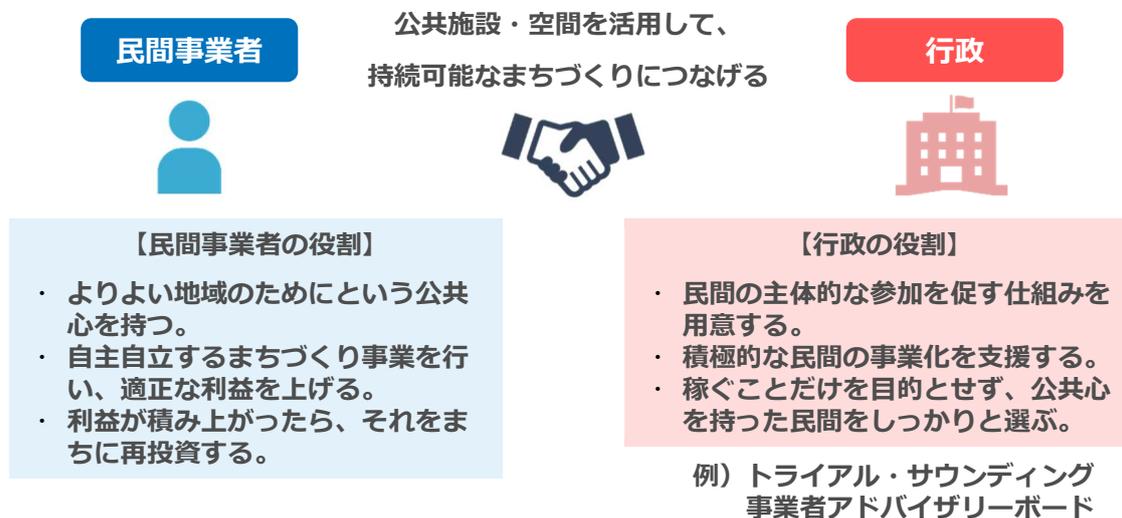
# 1 誰を対象とした手続きガイドですか？

まちを盛り上げるための事業を行う民間事業者のみなさん向けです

「公共施設・空間」というと、民間事業者の活用は難しいイメージが強いですが、近年は様々なアプローチによって活用が進んでいます。道路・公園をはじめとした公共施設・空間は、住民の身近な生活空間でもあるため、公共施設・空間の使われ方が変わると、まちや地域にも前向きなインパクトが生まれます。

そこで群馬県では、民間事業者による公共施設・空間の活用に興味を持ってもらうため、公共施設・空間の利用手続きガイドをつくりました。

ただし、稼ぐことだけが目的となって地域に悪影響を及ぼすことがないように、よりよい地域のためにという公共心を持った民間事業者を行政がしっかりと選ぶことも必要です。そのため、本ガイドは、自らが“主体的に”事業を実施することにより持続可能な地域の発展を目指している民間事業者を主な対象としています。



民間事業者と行政の役割分担

## 2 試しに使える仕組みを用意しました

「トライアル・サウンディング」で公共施設・空間が暫定利用できます

### ぐんまトライアル・サウンディング

使いたい公共施設・空間があったとしても、どのようなお客さんがどのくらい来るのかわからなければ、事業を始めるのは難しいでしょう。まして設備投資を伴うとなれば、その判断は慎重にならざるを得ません。

そのような場合、まずは社会実験として風景づくりから始めてみるのがおすすめです。試しに使ってみることで、事業を始める前に様子をつかむことができます。

また、管理者の行政としても、許可判断までは難しい相談案件があったとしても、社会実験の一時的な利用ならまずは認めてみよう、というケースもあります。

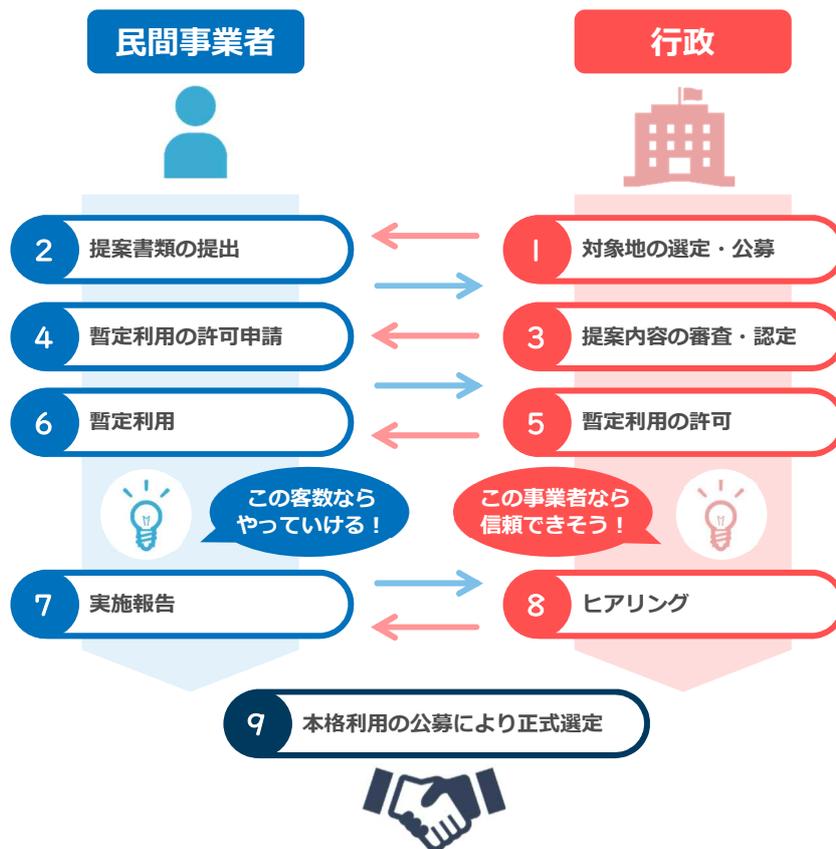
そこで群馬県では、このようなお試し利用を促す新たな制度として、『ぐんまトライアル・サウンディング』を実施しています。（実施要項のひな型を付録に添付しています。）

トライアル・サウンディングとは、行政が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

例えば、公園でカフェの営業などを実際に試してみることで、民間事業者は立地、使い勝手、採算性等、集客の反応をみることができます。

行政にとっても、複数年貸付などの判断はハードルが高いため、民間事業者の事業集客力、信用、施設との相性や住民の反応などを実際に確かめることで、「信頼できる民間事業者であるか」「住民サービス向上の効果が期待できるか」といったことを判断できるメリットがあります。

このように双方にとってメリットのある制度であり、行政にとってはほかにも、公募条件の事前調整、合意形成のスムーズ化などのメリットがあります。



ぐんまトライアル・サウンディングの流れ

## 対象とする公共施設・空間

『ぐんまトライアル・サウンディング』は、県管理の公共施設・空間を対象とし、県が公募を実施することで、はじめてお試し利用が可能になります。具体例は次のとおりですが、公園や施設の個別名称は掲載しきれないため、付録に一覧を掲載しています。  
 ※ 以下は例示であり、全ての施設において、公募を行うということではありません。

県が管理する主な公共施設・空間

対象物	名称
道路	県道、三桁国道（国道 120 号、122 号、407 号、462 号など）  県道前橋停車場線 <span style="float: right;">国道 407 号</span>

公園	<p>敷島公園、群馬の森、金山総合公園、観音山ファミリーパーク、多々良沼公園、赤城公園、榛名公園、妙義公園、森林公園など</p>		
	 <p>赤城公園</p>	 <p>榛名公園</p>	 <p>群馬の森</p>
 <p>観音山ファミリーパーク</p>	 <p>赤城ふれあいの森</p>	 <p>21世紀の森</p>	
河川	<p>一級河川※<sup>1</sup>（利根川、渡良瀬川、烏川など）、県営ダム</p>		
	 <p>寺沢川</p>	 <p>広瀬川</p>	 <p>粕川</p>
公共施設	<p>庁舎等、県営住宅、県立学校（廃校施設※<sup>2</sup>）、群馬会館、生涯学習センター、ぐんま天文台、ぐんま昆虫の森、館林美術館、自然史博物館など</p>		
	 <p>ぐんま昆虫の森</p>	 <p>ぐんま天文台</p>	 <p>館林美術館</p>
 <p>自然史博物館</p>	 <p>県営住宅</p>	 <p>旧前橋東商業高等学校</p>	

※<sup>1</sup> 一部区間は国が管理者、※<sup>2</sup> 廃校以外の学校施設は本ガイドの対象外とする。

### 3 本格的に活用を進めるには？

公共性の高い場所を占有するため、必要な条件を確認しましょう

公共施設・空間を活用する場合、自由利用（他人の共同使用を妨げないで利用すること）が原則の公共施設・空間を排他的に使うことになるため、管理者となっている行政の許可を得る必要があります。

対象とする施設や目的によって必要な手続きが異なるため、具体的な手続きを順に紹介していきます。※1

県管理の公共施設・空間の許可等の一覧

対象物	許可等			利用料等		特例制度等
	管理者	許可等	法的根拠	利用料等	法的根拠	
道路	(道路管理者) 所管土木事務所長	道路占用許可	道路法 第 32 条	道路占用料	群馬県道路占 用料徴収条例	歩行者利便増進 道路（ほこみち） 制度など
	(交通管理者) 所轄警察署長	道路使用許可	道路交通法 第 77 条	申請手数料	道路交通法第 78 条第 6 項	
公園※2 (都市公園)	各公園指定管理者	行為許可	群馬県立公園 条例第 4 条	使用料	群馬県立公園 条例	Park-PFI（公募 設置管理制度）
	(公園管理者) 都市計画課長 所管土木事務所長	設置許可	都市公園法 第 5 条			
河川	(河川管理者) 所管土木事務所長	土地の占 用許可	河川法 第 24 条	土地占用料	群馬県河川流 水占用料等徴 収条例	河川敷地占用許 可特例
公共施設※3 (行政財産)	(施設管理者) 各施設の所管課・ 分掌者	行政財産 使用許可	地方自治法 第 238 条の 4 第 7 項	使用料	群馬県行政財 産使用料条例	

※1 次の行為を行う場合は、それぞれの許可や届出についても確認する必要があります。

- ・ 飲食を提供する場合…食品営業許可（申請先：所轄保健所）
- ・ 調理を行う場合…露店等の開設の届出（届出先：所轄消防署）
- ・ 看板やのぼりを設置する場合…屋外広告物許可（申請先：所管土木事務所）
- ・ 宿泊サービスを提供する場合…旅館業の許可（申請先：所轄保健所）

※2 上表は、都市公園を例に記載しています。自然公園や森林公園の場合は、必要となる許可等の内容が一部異なります。

※3 上表は、行政財産を例に記載しています。教育委員会が所管している教育財産の場合は、教育財産等使用許可が必要です。

## 3-1 道路

例えば道路では、道路占用許可と道路使用許可をとることで、軒先の歩道にテラス席を設置したり、歩道でカフェスタンドを運営したり、イベントを定期的で開催し続けることでマルシェをまちの日常の風景にしたりすることが可能です。

道路占用許可とは、道路管理者が道路上に食事施設等を継続して設置することを許可するものです。また、道路使用許可とは、通行という本来の使用目的以外の目的で道路を使用することについて、交通管理者が交通の妨害や危険がないか確認し、許可するものです。

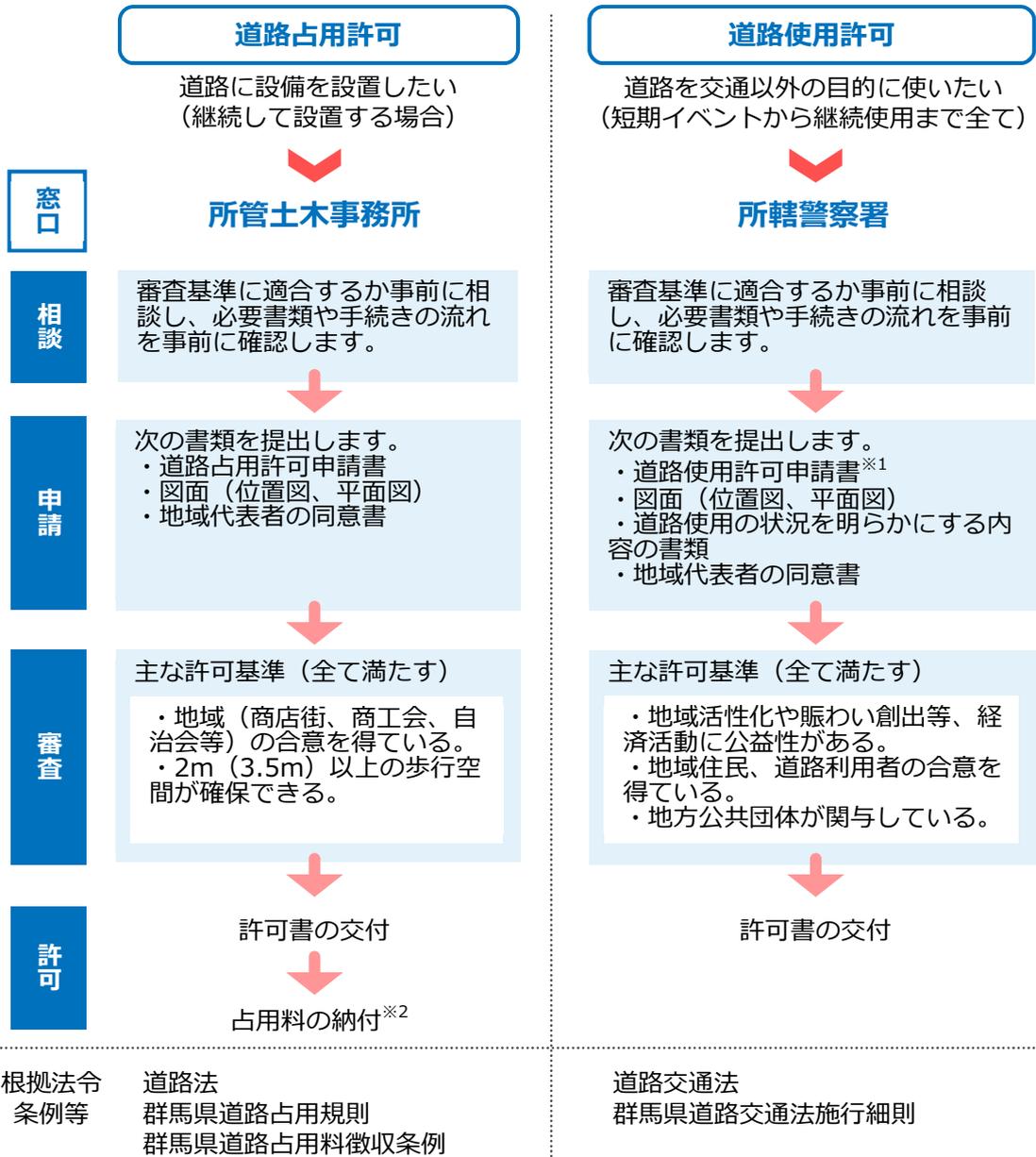


歩道にテラス席やカフェスタンドを設置



イベントの定期開催でマルシェをまちの日常へ

# 1. 必要な手続き



- ※1 申請手数料として、2,300円（群馬県証紙）がかかります。
- ※2 占用料は（地価公示価格×0.033×占用面積÷12か月）で計算します。例えば県庁周辺（前橋市大手町一丁目）の場合、月額約200円/㎡程度になります。
- ※3 上記のほか、道路法一部改正（令和2年）により歩行者利便増進道路（ほこみち）制度が新たに創設され、一定の要件を満たした区域を道路管理者が指定することで、道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可が柔軟に認められるようになりました。
- ※4 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産及び周辺地域において事業を計画する場合は、事前に遺産影響評価を実施する必要があります。

## 2. 全国的な事例

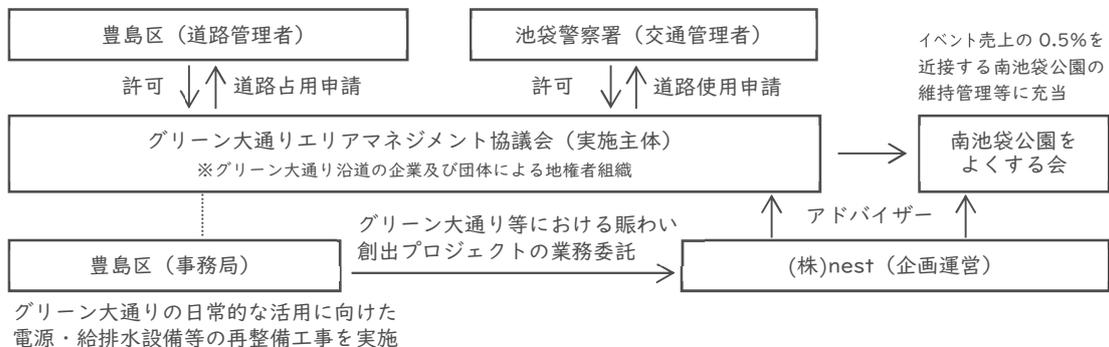
### 池袋駅東口グリーン大通り（豊島区：グリーン大通り）

池袋駅東口グリーン大通りでは、平成 26 年にオープンカフェやマルシェを豊島区の社会実験としてスタートしました。さらに平成 28 年に国家戦略道路占用事業（エリアマネジメントに係る特例）の計画認定を受け、イベント時に限定されない“日常的な”賑わい創出を目指した取組を進めています。

豊島区からの業務委託による公募で選定された株式会社 nest が、民間ならではのフットワークとネットワークを生かしたプロジェクトを推進し、行政と民間の適切な役割分担で公民が一緒に社会実験のプロセスを共有することで、現在ではグリーン大通りの改修や道路活用のルール設計など、“日常的な”活用を検討するフェーズへ移行しています。



#### <使用手続きフロー>



### 3. 県内の事例

#### 歩道nite、車道nite（桐生市：県道桐生伊勢崎線）

県内の道路活用の事例を紹介します。桐生市本町六丁目の県道桐生伊勢崎線では、令和元年7月に歩道を活用した社会実験「歩道nite」、令和元年12月に歩道及び車道を活用した社会実験「車道nite」を開催しました。社会実験は、公共空間（道路・河川・公園等）を民間団体に活用してもらうことが目的のため、桐生市内で活動する「UNIT KIRYU（株）」が実施主体となりました。

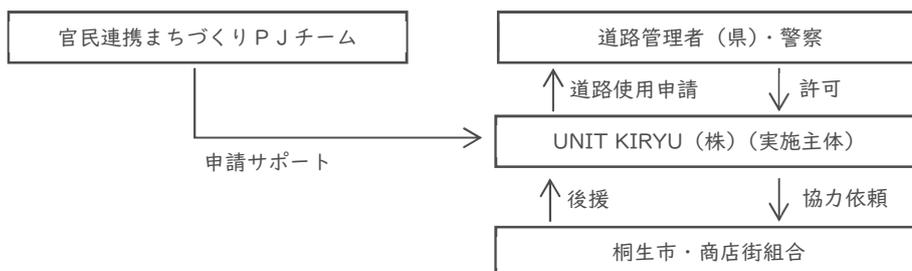
道路を活用した場合、必要となる手続きは、道路占用許可、道路使用許可、保健所や消防署への届け出などがあげられます。

群馬県の道路占用許可基準は、平成31年4月に改正され、公益性が認められれば路上に飲食や購買施設を設置できるようになりました。ここでの公益性については、地域の商店街等の合意が得られていることや桐生市の後援があることなどを確認しています。

今回の社会実験のような民間主導による運営は、パブリックマインドをもち、「地域をもっと良くしたい！楽しくしたい！」と思える人たちを一人でも多くつなぐことで様々なコンテンツが創出されました。



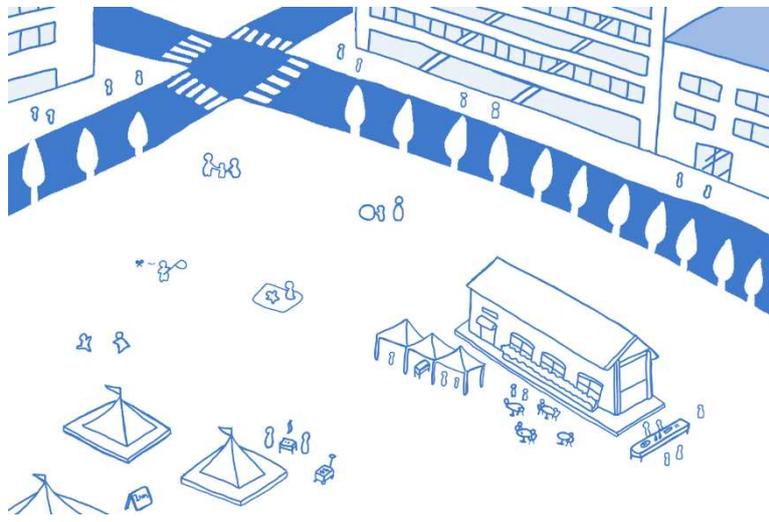
#### <使用手続きフロー>



## 3-2 公園

例えば公園では、県立公園条例に基づく行為許可や都市公園法の公募設置管理制度（Park-PFI）に基づく設置許可を得ることで、臨時的なカフェの出店や常設のグランピング事業の運営といったことも可能になります。

行為許可とは、物品販売・頒布、興行等を行う許可を与えるもので、主に短期的な利用がこれに該当します。また、設置許可は公園管理者以外の者が、都市公園や森林公園に休憩所、遊戯施設、運動施設、便益施設など、都市公園に必要な施設を設置することを許可するもので、主に長期的な利用がこれに該当します。

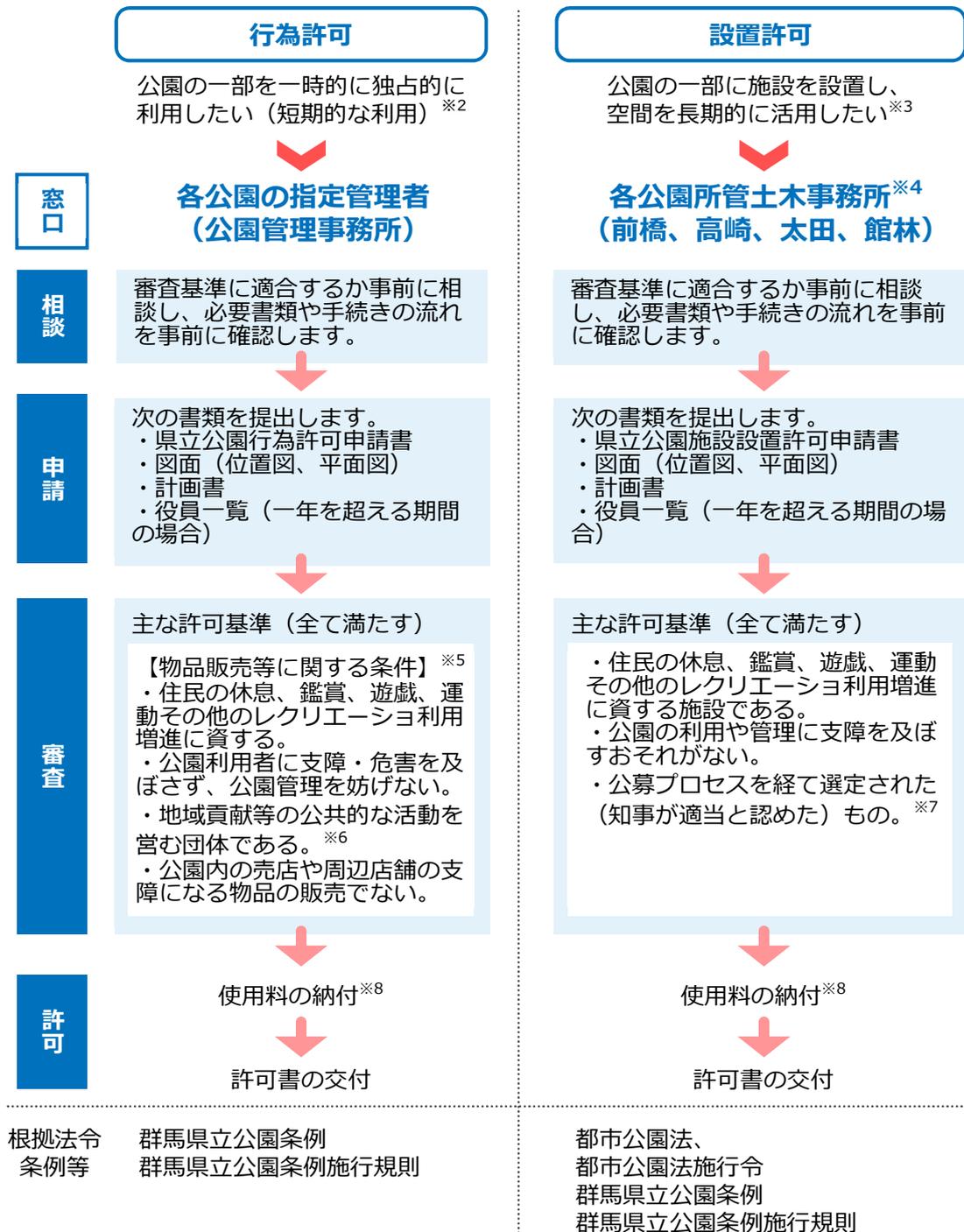


公園でカフェを出店



公園でグランピング事業を運営

# 1. 必要な手続き(都市公園の場合※1)



- 
- ※1 自然公園や森林公園の場合、手続きのフローは基本的に同じですが、申請様式などが管理施設によって異なるため、申請様式や詳細は施設管理者へお問い合わせください。
- ※2 例) 公園内でグッズなどの販売、体を動かすレクリエーションを行うイベント
- ※3 例) 公園に売店等を設置する場合
- ※4 当初・変更…所管する土木事務所（1年以内）、都市計画課（1年を超えるもの）  
更新……………所管する土木事務所
- ※5 物品販売、物品頒布以外の主な許可基準は次のとおり。  
【業としての写真撮影、動画撮影】  
公序良俗の範囲内で、他の公園利用者を排除又は不便を与えないこと。  
【興行その他これに類する行為】  
付近住民の生活を脅かすおそれがなく、公園内の興行として適切な内容であること。  
【催しのための公園の全部又は一部の独占利用】  
公園利用者に支障を及ぼさず、内容が県民の休息、鑑賞、遊戯、運動、レクリエーションの増進に資する適切なものであること。なお、公園全体の独占利用は原則不許可。
- ※6 物品販売等を行うことができるのは、次の公共的団体等に限られる。  
【公共的団体等】  
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体、町内会、青年団、婦人会、当該公園の指定管理者、地域貢献を行う団体等の公共的な活動を営む団体、県内地域密着型プロスポーツチーム、その他知事が認める団体（例：日本野球リーグ加入チーム、日本プロサッカーリーグ加盟クラブ等）
- ※7 適切な公募プロセスによる選定を行うための制度のひとつとして、Park-PFI（公募設置管理制度）というものがあります。  
飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のことです。  
この制度を利用することで、適切な公募プロセスを経て選定されたものと判断し、知事が設置することが適当と認める施設として、設置許可を出すことが可能になります。
- ※8 行為許可の使用料は、例えば物品販売の場合、一人又は1㎡につき1日740円。  
設置許可の使用料は、例えば飲食店を出店する場合、1㎡につき1年間140円。

## 2. 全国的な事例

### 泊まれる公園INN THE PARK（沼津市：旧少年自然の家）

運動公園内に立地している「旧少年自然の家」を改修した、『公園に泊まろう！』をコンセプトとする公園一体型宿泊施設。

市が、民間活用により老朽化していたこの施設の再生を図るため、公募型プロポーザル方式で運営事業者を公募しました。

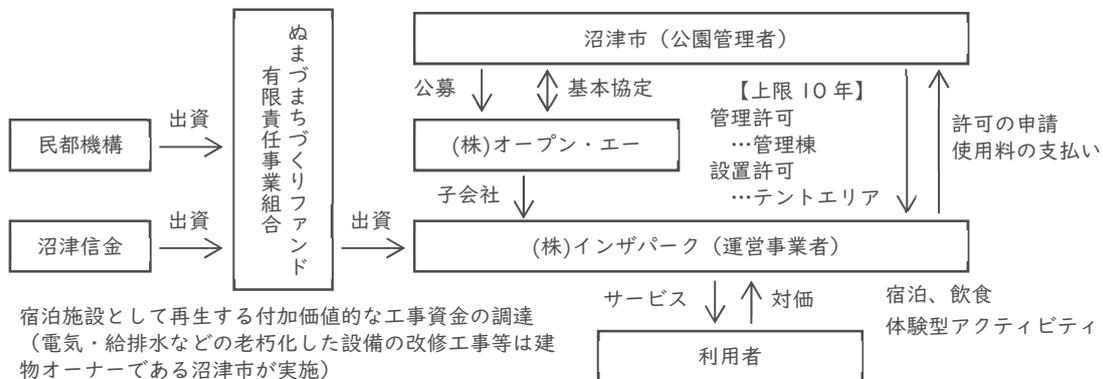
指定管理者制度や市からの委託業務ではなく、都市公園法に基づく公園施設管理許可及び設置許可を受けて民間事業者が実施する収益事業としている点が特徴的です。

市にとっては支出が圧縮されると同時に運営事業者から土地の使用料収入があり、さらに公園を積極的に活用される魅力的な場所にすることに成功しています。



※ 写真：泊まれる公園 INN THE PARK 提供

#### <使用手続きフロー>



### 3. 県内の事例

#### HYGGE TIMES（高崎市：群馬県立観音山ファミリーパーク）

観音山ファミリーパーク内に、令和3年1月に新たに設置されたカフェ休憩スペース「HYGGE TIMES（ヒュッゲ タイムズ）」です。地元の民間事業者が、地場の食材を用いた飲食を提供します。

公園サービスの向上を狙い、群馬県が、比較的遊休化していたエリアを活用したPark-PFI制度（公募設置管理制度）による公募を実施し、民間事業者を選定しました。

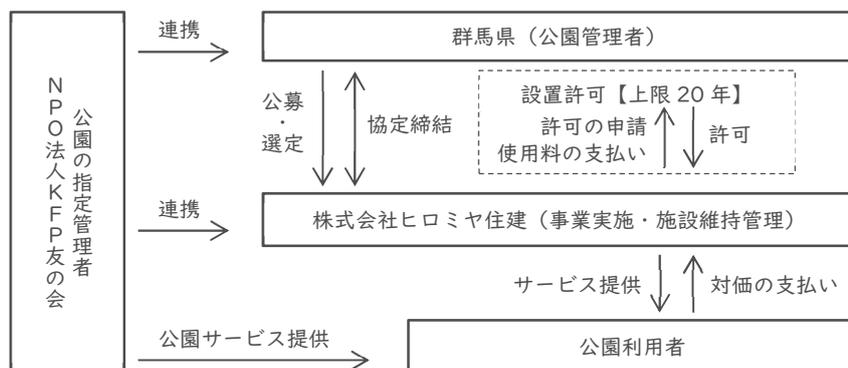
公募プロセスに同制度を利用した点が沼津市の事例と異なりますが、それ以降の許可手続きは同様で、民間事業者が、都市公園法に基づく公園施設設置許可を受けて、公園施設の整備から管理・運営まで一体的に実施しています。

官民が役割を果たしながら連携することで、民間は稼ぎながら公園サービスを提供し、県は「固定+歩合」の公園使用料を得ながら、公園という公共空間が持つ価値を高める事業を行います。

観音山ののんびりとした自然の中で、ゆったりとした時間を過ごせるカフェとなり、お茶をしたりピタパンなどの軽食を楽しむ来場者が増えています。



<使用手続きフロー>



## 3-3 河川(河原)

河川敷地は、他の利用者の迷惑にならない限り、自由に使用することができます<sup>※1</sup>。ただし、一部区域を立ち入り禁止とする、施設を設置する等、排他的に、又は継続的に使用しようとするときは、事前に河川管理者の許可を受ける必要があります。

河川敷地の占用については、原則として公共目的の施設（占用主体は市町村等）のみ許可されていますが、特例として、河川管理者が都市・地域再生等利用区域の指定<sup>※2</sup>をした区域であれば、要件に合致した営利施設を設置することができます<sup>※3</sup>。

この特例制度を使うことで、例えば河川敷でリバーサイドカフェやアウトドアラウンジの運営、ダム湖畔でアウトドアフィールド事業の展開といったことが可能になります。

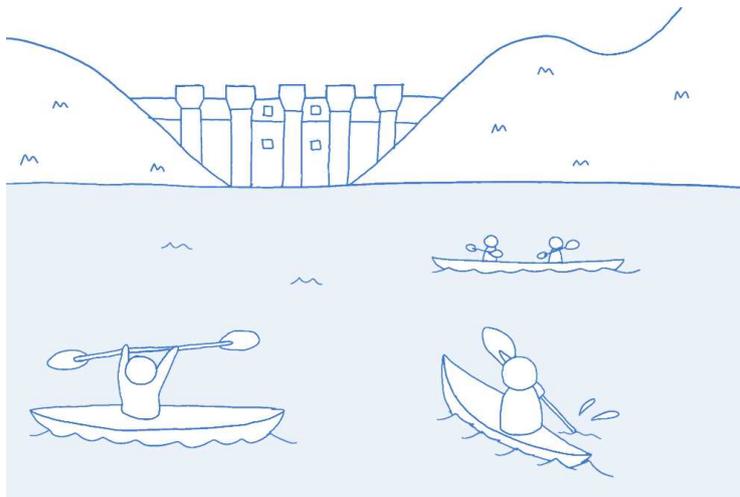


河川敷でリバーサイドカフェやアウトドアラウンジを運営

※1 河川は自然公物のため、原則として自由に使用することができます。ただし、道路や公園として供用されている場所については、法律や使用規定などにより、使用するためのルールが別に定められています。

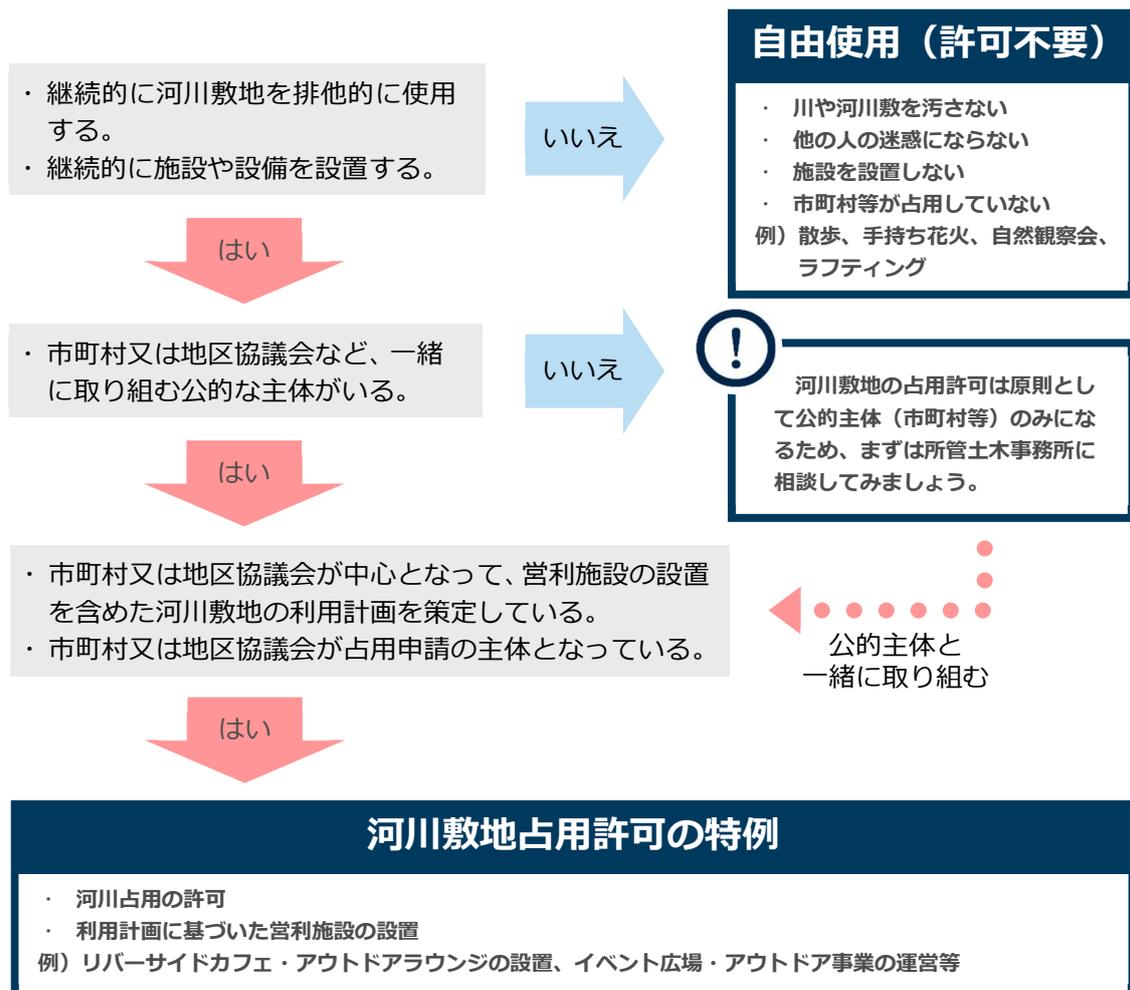
※2 地区協議会等の地域の合意形成に基づく利用計画をもとに、指定されます。

※3 営利目的の施設は、河川占用料が発生します。

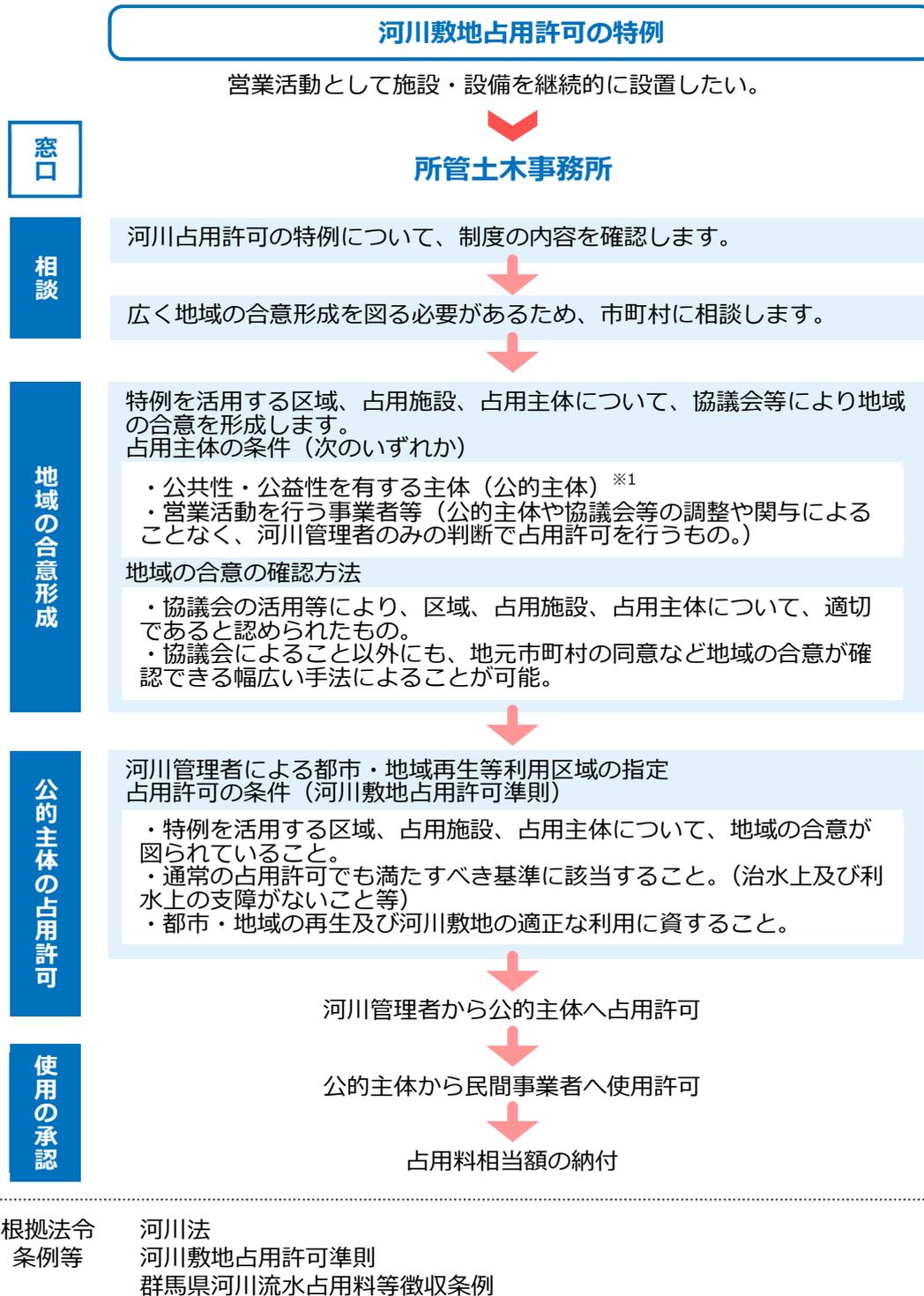


ダム湖畔でアウトドアフィールド事業を展開

## 1. 許可要否の判断フロー



## 2. 必要な手続き



※1 河川管理者とは異なる公的機関である必要があります。

※2 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産及び周辺地域において事業を計画する場合は、事前に遺産影響評価を実施する必要があります。

### 3. 全国的な事例

#### ミズベリング信濃川やすらぎ堤（新潟市：信濃川）

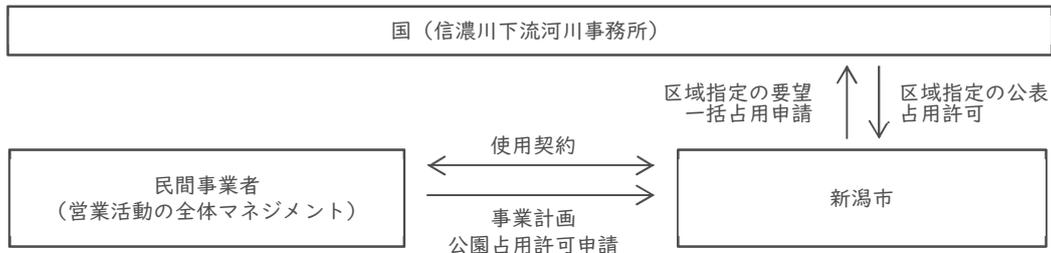
新潟市街地を流れる信濃川のやすらぎ堤は、国が整備した全国初の緩やかな堤防（やすらぎ堤）の上に、新潟市が植栽や東屋・ベンチなどを設置し、河川と一体となった親水空間として整備した緑地です。

平成 28 年度に萬代橋から八千代橋の区域が河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を受け、新潟市が公募により選定した民間事業者等と市が使用契約を結ぶことで、オープンカフェや売店などの店舗営業や、イベントの開催が可能となりました。

平成 29 年に新潟市が全体のエリアマネジメントを実施する事業者を公募。世界的なアウトドアメーカーが管理運営会社に選定され、各種出店やワークショップ、BBQ などが楽しめるアウトドアラウンジや、屋外や公園にテントを設置して会議ができるようにする企業向けサービスなどを実施しています（令和元年度に再公募を行い、同企業が管理運営を継続）。



#### <使用手続きフロー>



## 4. 県内の事例

### みなかみ町かわまちづくり（みなかみ町：利根川）

現在、群馬県では自然豊かで貴重な公共空間である河川敷について、治水上、利水上又は河川環境上の支障が生じないように配慮しつつ、快適で賑わいのある河川空間の創出を推進しています。

群馬県利根郡みなかみ町を流れる一級河川利根川では、平成29年度よりかわまちづくりの制度を利用し、道の駅「みなかみ水紀行館」、隣接する清流公園と利根川を1つのエリアとして、人々が水辺に親しみやすい空間を整備するべく、河川管理者である群馬県とみなかみ町が連携し水辺の魅力を生かした観光拠点を展開しています。

官民合同の「かわまちづくり検討会」にて、河川環境や空間デザイン等など検討したのち、周辺住民の意見をアンケート調査で取り入れつつ、河川管理者である群馬県が環境整備を実施しました。

その後の利活用については、アウトドアなどアクティビティを提供する民間事業者を含むみなかみ町かわまちづくり協議会が全体マネジメントを担い、「アウトドア」と「まちづくり」をテーマに官民で幅広く連携し、河川空間のオープン化に向けた様々な取り組みを展開しています。

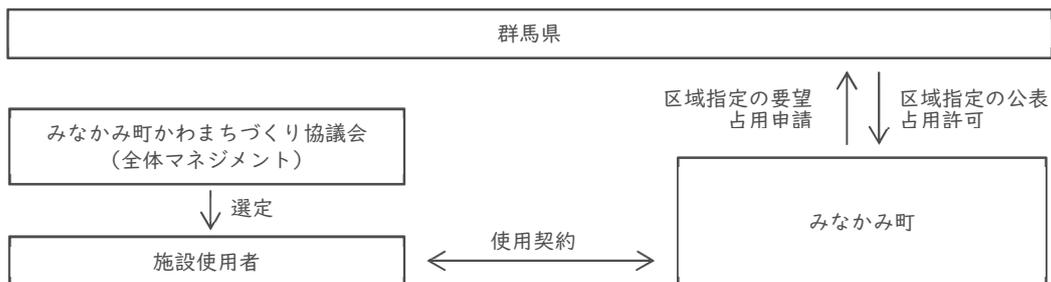


河川空間の利用の様子



イベント開催時の様子

#### <使用手続きフロー>

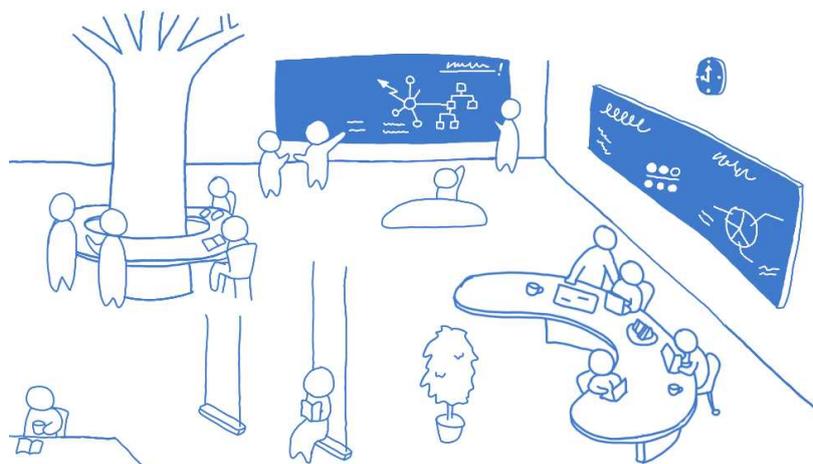


## 3-4 公共施設

---

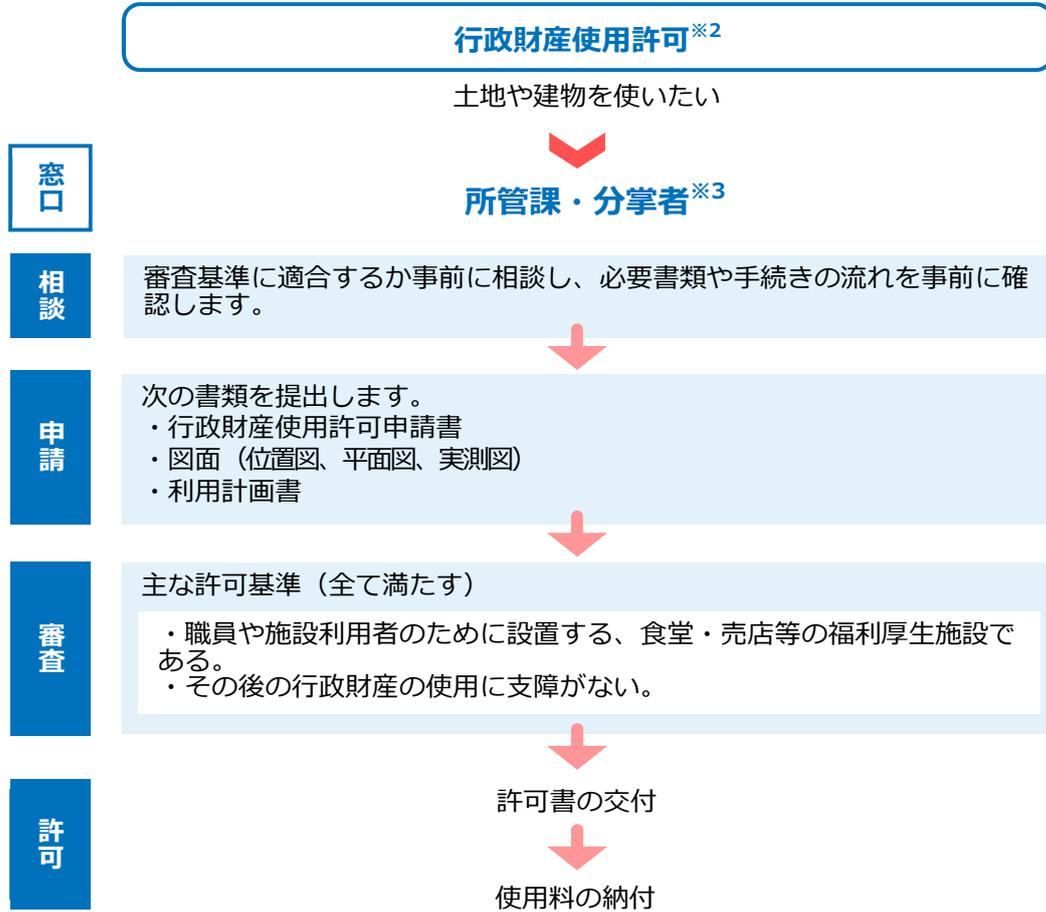
例えば公共施設では、行政財産の使用許可によって、利用率の低い公共施設をレストラン、シェアオフィス、書店、フィットネスなど、様々な用途に利用している事例があります。

使用許可の期間は原則1年以内と短いですが、毎年繰り返し使用許可を得ることで、民間事業者が継続的に行政財産を使用することが可能です。



公共施設の一部を coworking space に活用

## 1. 必要な手続き(行政財産の場合※1)



根拠法令 地方自治法  
条例等 群馬県行政財産使用料条例  
群馬県公有財産事務取扱規則

※1 教育財産の場合は、群馬県教育財産等事務取扱規程に基づいて、教育財産等使用許可申請書を提出する必要があります。

※2 行政財産を使うには、ほかに行政財産貸付契約があり、主に自動販売機等を設置する際に用いられています。そのほか、用途廃止を行った後、普通財産として貸付を行う方法もありますが、本ガイドの対象外とします。

教育財産の場合も同様に、例えば廃校施設を活用する場合、学校施設を用途廃止した後、普通財産として貸付を行う方法がありますが、本ガイドの対象外とします。

※3 窓口は施設によって異なります。詳細は付録の一覧表をご覧ください。

※4 施設によっては、地元市町村から土地を借りているため、市町村との調整が必要になる場合があります。

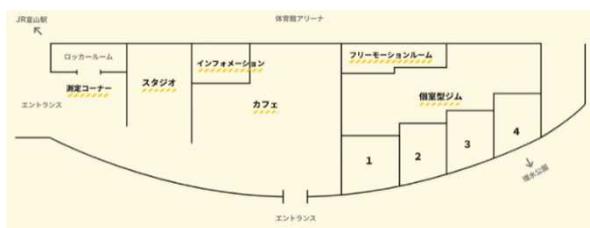
## 2. 全国的な事例

### TOYAMA TOWN TREKKING SITE（富山市：富山市総合体育館）

富山市総合体育館内にある「TOYAMA TOWN TREKKING SITE（以下、「TTS」）」は、市営体育館のデッドスペースを「ウォーキング・ランニングの拠点」として市がリノベーションし、民間企業が独立採算で運営する「公設民営」の形を用いています。

富山市は、平成17年4月に「1市4町2村」による市町村合併で、「新富山市」となったことから、同規模の都市と比べて、公共施設の保有量が多く、『公共施設のマネジメント』が大きな課題となっていました。総合体育館は、年間約46万人（平成27年度）の利用者がおり、人気の高い施設である一方、『2000年とやま国体』に合わせて建設されたため、施設自体が大きく、体育館の空きスペースの有効活用を図る観点から、総務省の立ち上げた「公共施設オープン・リノベーション マッチングコンペティション」に施設の一部（デッドスペース）を登録し、民間提案による新しいサービスの構築を目的として、TTSのプロジェクトが始まりました。

その中で、総合体育館に隣接する富岩運河環水公園の綺麗なロケーションと、そこでいつもウォーキングやランニングをしている人が多いことに着目し、市民のウォーキング・ランニングの交流拠点としてリノベーションする案が民間事業者から提案され、総務省の採用決定を受け、整備しました。現在、個室型ジム・スタジオ・カフェなどの施設が導入され、街あるきやランニングなどを楽しむ市民が集い、多くの方に親しまれるエリアとなっています。

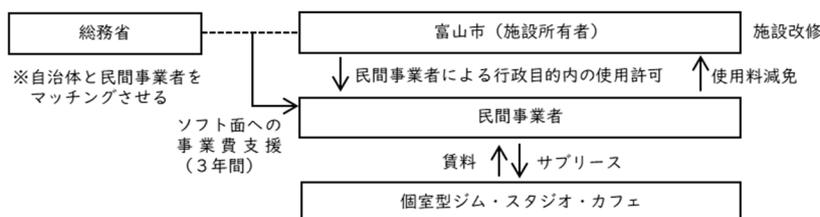


デッドスペースのフロア図



ジムやカフェとして活用

#### <使用手続きフロー>



### 3. 県内の事例

#### YAMATOYA COFFEE 32（前橋市：群馬県庁32階展望ホール）

※本事例は、民間プレイヤーからの提案ではなく、県が公募した事例になります。

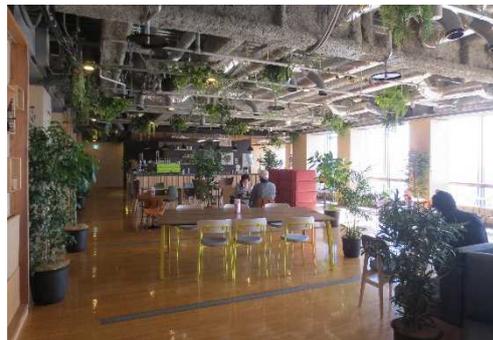
令和2年10月28日（水）（群馬県民の日）に、群馬県庁32階に「YAMATOYA COFFEE 32（ヤマトヤ コーヒー サンジュウニ）」がオープンしました。

県庁32階は、地上127メートルに位置し、展望ホールとして利用されてきました。県では、32階を群馬の魅力発信や県民幸福度の向上、県内経済や地域の活性化等につながる活用を検討し、動画・放送スタジオ『tsulunos（ツルノス）』のほかに『カフェ』や官民共創スペース『NETSUGEN（ネツゲン）』の整備が決定しました。カフェについては、主だった厨房施設の整備は県が行い、事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、事業者は、施設使用料のほか、光熱水費を県に支払います。

県内でコーヒー製造販売を行う「大和屋」が運営事業者となり、「このお店でしか飲めない」オリジナルコーヒーに加え、県産食材を使ったサンドウィッチ等の「ここでしか食べられない」独自メニューが提供され、群馬の山々が連なる32階からの眺望とともに楽しむことができます。17時以降は、アルコール類も提供されるので、幅広い世代の方に楽しまれています。

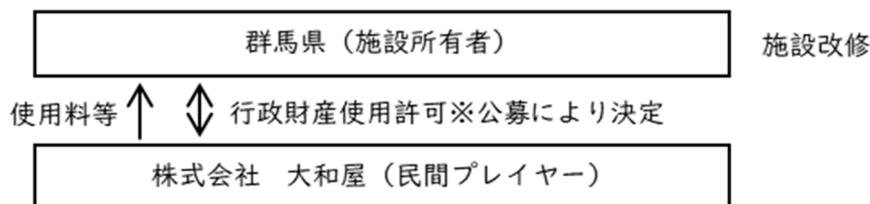


整備前の展望ホール



カフェとして新たにオープン

#### <使用手続きフロー>



## 4 まずはご相談ください

### 官民連携まちづくりプロジェクトチームがお手伝いします

実際に公共施設・空間を活用する場合、所管課と相談を行いながら進めていくことになります。しかし、その一歩を踏み出すのは、なかなか勇気がいるものです。

群馬県では、民間事業者の積極的な公共施設・空間の活用を推進するため、群馬県官民連携まちづくりプロジェクトチームが所管課との調整をサポートいたします。手続き等に不安をお持ちの方は、下記窓口にご相談ください。

#### 相談窓口

〒371-8570

群馬県前橋市大手町 1-1-1

#### 群馬県官民連携まちづくりプロジェクトチーム (事務局：県土整備部都市計画課)

✉ [machi-kikaku@pref.gunma.lg.jp](mailto:machi-kikaku@pref.gunma.lg.jp)

どんなことがやりたいですか？

多いな…

カフェ、カフェスタンド営業、マルシェ開催、クラフト体験・販売、グランピング事業、アウトドアラウンジ、BBQ ガーデン、アウトドアフィールド事業、テントサウナイベント、宿泊施設、マルシェ、キッチンカー事業、シェアオフィス、それから…

# 付録1 ぐんまトリアル・サウンディング実施要領

## 1. 目的

群馬県では、官民連携まちづくり基本方針を定め、公共施設・空間の民間活用を積極的に進めています。本実施要領は、この基本方針に基づき、●●（対象地）トリアル・サウンディングの実施に関して必要な事項を定めるものです。

トリアル・サウンディングとは、公共施設・空間の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用終了後に公共施設・空間の活用可能性や課題をフィードバックし、その後の公募条件に反映させることを目的とした市場調査であり、次の効果が期待されます。

### 【民間事業者の効果】

立地条件、使い勝手、採算性等を確認することができます。また、民間事業者の意見や考えを一定程度、公募内容に反映させることができます。

### 【行政の効果】

早い段階で市場性や住民サービス向上の可能性を確認し、課題点などを踏まえた現実的な公募条件の検討ができます。また、通常のサウンディング調査と比べて事業提案の具体性が増すとともに、民間事業者の事業集客力、収益性、信用等を確認することができます。

## 2. 対象地の概要

名称	●●公園
種別	総合公園 等
所在地	
開設年月日	
土地・延床面積	
既存建物の概要	構造： 階数： 建築面積： 延床面積： 竣工年度： 付帯設備： 大規模修繕履歴： 耐震性能： 等
駐車場	

都市計画等による制限	市街化調整区域、防火指定、日影規制 等	
現在の管理運営状況	運営形態	●●棟：行政財産使用許可 ●●棟以外：財団への委任 等
	運営団体	●●棟：●●団体 ●●棟以外：一般財団法人●● 等
	年間利用者数	
	維持管理費	施設管理委託費： 施設使用料収入： 自主事業収入： 等

### 3. スケジュール

内容	日程
① 暫定利用の受付 暫定利用希望者から提案書類の提出を受付けます。	令和 年 月 日 ( ) ～令和 年 月 日 ( )
② 提案審査 提案内容を審査し、実施事業として認定します。	適宜
③ 暫定利用の許可 実施事業に●●許可を出します。	適宜
④ 暫定利用の実施 右記範囲内の希望期間で提案事業を実施します。	令和 年 月 日 ( ) ～令和 年 月 日 ( )
⑤ 実績報告書の提出 利用実績をまとめた資料を県に提出します。	令和 年 月 日 ( )
⑥ ヒアリング調査 対象地の活用可能性等をヒアリングします。	令和 年 月 旬頃
⑦ 結果公表 実施結果を公表します。	令和 年 月 旬頃

### 4. 参加要件

暫定利用希望者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主又は任意団体等とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 提案書類提出時点で、群馬県の入札参加の制限を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団又は群馬県暴力団排除条例（平成 22 年群馬県条例第 51 条）の関連規定に該当する者

- ⑤ 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者

## 5. 提案要件

### (1) 提案内容

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ① 確実に実施できる内容であること。
- ② 対象地を利用する利用者の利便性、サービスの向上が見込まれる内容であること。
- ③ 他の利用者の対象地利用を著しく妨げないこと。
- ④ 暫定利用にあたって、県の財政負担を求めないこと。

### (2) 提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的又は宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ その他、県が本事業で実施する内容として不適切と判断する行為

### (3) 暫定利用期間

令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）までの約 月間のうち、任意の希望期間で提案事業を実施します。

なお、各種イベントが重なった場合等、対象地の利用状況によっては、暫定利用日時の変更をお願いする場合があります。

### (4) 使用料等の条件

- ① 暫定利用中の使用料（●●円/㎡/年）は免除します。（もしくは、暫定利用中の使用料は●●円/㎡/年です。）
- ② 提案内容に基づく改修を認め、暫定利用終了後に原状回復することを原則とします。なお、詳細は協議により決定します。
- ③ 提案事業の実施に係る光熱水費は、暫定利用者の負担とします。対象地の指定管理者と費用負担について調整し、長期間暫定利用する場合は、事業実施状況等の情報についても定期的に共有してください。

## 6. トライアル・サウンディングの手続き

### (1) 暫定利用の受付

## 【提案書類】

暫定利用希望者は、対象地において実施したい提案事業等の内容を記載した提案書類を提出します。下記の受付期間内に事務局へ電子メールにより提出してください。

- ① 提案事業概要書（様式1）
- ② 暫定利用希望者の概要（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）

## 【受付期間】

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

## 【事前相談】

提案書類作成のため、事前相談及び現地調査を希望する場合は、事前に事務局へ連絡し、日程調整した上で受付期間内に行うこととします。また、現地調査は、対象地利用者等の利用を妨げない範囲で行うこととします。

## (2)提案審査

提案書類の内容が「5. 提案要件」に合致することを審査し、暫定利用者として認定します。必要に応じてヒアリング（提案書類の内容確認等）を実施することがあります。

## (3)暫定利用の許可

暫定利用者は、提案書類の内容に基づき、●●許可申請書を●●（施設管理者）に提出してください。●●（施設管理者）から●●許可を得ることにより、提案事業が実施できるようになります。

（許可申請書の種類と施設管理者）

道 路 ：道路占用許可（土木事務所）、道路使用許可（所轄警察署）

公 園 ：行為許可（都市計画課）

河 川 ：河川占用許可（河川課）

庁舎・施設：行政財産使用許可（庁舎・施設管理責任者）

## (4)暫定利用の実施

### 【責任及びリスク分担の考え方】

告知を含む、提案事業の準備から撤去まで、暫定利用者が責任を持って実施してください。暫定利用に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

### 【モニタリング】

県及び暫定利用者の双方が合意した場合、提案事業実施中に県がモニタリング調査を行うことがあります。その場合、暫定利用者は当該モニタリング調査に協力することとします。

### 【提案事業の中止】

次に掲げる事項に該当したときは、提案事業を中止することがあります。

- ① 提案書類に虚偽の記載が判明した場合
- ② 参加要件又は提案要件を満たしていないことが判明した場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、対象地で提案事業を実施することについて

県がふさわしくないと判断した場合

#### **(5)実績報告書の提出**

暫定利用終了後、提案事業の実績報告書（様式4）を事務局に提出してください。

#### **(6)ヒアリング調査**

実績報告書の内容を基に、ヒアリング調査を行います。

#### **(7)結果公表**

実績報告書やヒアリングの内容を踏まえて、実施結果を群馬県 HP 等で公表します。

### **7. 留意事項**

#### **(1)参加事業者の取り扱い**

トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の事業者公募等における評価の対象とはなりません。（インセンティブを付与する場合は個別に記載する。）

#### **(2)提出書類の取り扱い**

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

### **8. 事務局**

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1

群馬県●●部●●課●●係

TEL ●●●-●●●-●●●● FAX ●●●-●●●-●●●●

メールアドレス ●●●●●@pref.gunma.lg.jp

(様式1)

●● (対象地名) トライアル・サウンディング

提案事業概要書

(1) 提案事業の名称

\_\_\_\_\_

(2) 暫定利用希望者名

代表事業者	
協力事業者 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	

(3) 代表連絡先   TEL: \_\_\_\_\_  
                          携帯: \_\_\_\_\_  
                          FAX: \_\_\_\_\_

(4) 提案事業の内容

【事業内容】
【想定しているターゲット、集客性】
【事業に必要な面積のイメージ】
【期待される住民サービスの向上】

(5) 暫定利用希望範囲

(トライアル・サウンディング対象地の平面図を添付する。)

(6) 提案事業の告知方法

(7) 希望する暫定利用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(様式2)

●● (対象地名) トライアル・サウンディング

暫定利用希望者の概要

事業者名		
所在地		
従業員数	人	
資本金	円	
主たる担当者	職(所属)	氏名・年齢
	法令による資格	経験年数
同種・類似 事業の実績  有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	事業の名称	
	事業の概要	
	事業の名称	
	事業の概要	
その他の 特記事項		

※ 2者以上共同で実施する場合は、暫定利用希望者1者当たり1枚作成してください。

※ 経験年数については、当該事業に関係するものとします。

※ 過去10年間の同種、類似の事業実績について記載してください(最大2件)。

(様式3)

令和 年 月 日

群馬県知事 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
電話番号

⑩

### 誓約書

●●(対象地名)トライアル・サウンディングについて応募申請するに当たり、以下のことを誓約します。

- 1 ●●(対象地名)トライアル・サウンディング実施要領(以下「要領」という。)に基づき、提案書類を提出します。また、提案書類のすべての記載事項について、事実に基づき記載します。
- 2 提案事業の実施により、県又は第三者に与えた損害については、その一切の責任を負うこととします。

(様式4)

●● (対象地名) トライアル・サウンディング

実績報告書

(1) 提案事業の名称

\_\_\_\_\_

(2) 暫定利用者名

代表事業者	
協力事業者 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	

(3) 提案事業の概要

<p>【事業内容】</p> <p>【想定しているターゲット、集客性】</p> <p>【事業に必要な面積のイメージ】</p> <p>【期待される住民サービスの向上】</p>
---

(4) 暫定利用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日



(12) 対象地の有効活用に必要な行政支援（規制緩和、施設改修、事業に必要な設備等）

--

(13) 対象地で本格利用が公募された場合の参画意向

--

(14) 対象地に限らず今後の官民連携事業全般に対する意見・要望等

--

(15) その他（自由記載）

--

## 暫定利用者を一者に認定する場合の提案審査

対象地の利用可能な範囲が一部に限られ、提案される暫定利用期間が長期に及ぶ可能性があるなど、応募条件によっては複数の暫定利用希望者の中から一者を選ばなければならない状況が生じることも考えられます。そこで、そのような場合の対応の一例を紹介します。

<対応の一例>

- ・ 「公共施設・空間活用の基本原則」（付録4参照）における“県民・民間・群馬県の三方にメリットが生まれる活用”を高く評価するため、「サービス向上」「事業収益」「財政改善」の3つの視点から提案事業の評価を行います。
- ・ 「6. トライアル・サウンディングの手続き」の「(2) 提案審査」において、評価項目に基づく審査として以下の内容を追記します。

### (2)提案審査

提案書類の内容が「5. 提案要件」に合致することを審査し、暫定利用者として認定します。必要に応じてヒアリング（提案書類の内容確認等）を実施することがあります。

なお、複数の暫定利用希望者で希望期間が重複する場合は、下記の評価項目に基づいて審査し、重複期間中の暫定利用者を一者に認定します。

#### 【暫定利用期間が重複する場合の評価項目】

県民・民間・群馬県“三方よし”を実現する提案内容について、下記の3項目をそれぞれ5段階で評価し、最高評価点の暫定利用希望者を認定します。

評価項目	評価の視点	配点
① サービス向上	県民への多様なサービス提供の一助となる提案内容か。	5
② 事業収益	民間の実施主体に利益が見込まれる持続可能な提案内容か。	5
③ 財政改善	群馬県への将来的な使用料収入と地域経済の好循環が見込まれる提案内容か。	5

## 付録2 県が管理する公共施設

公共施設の所管課・分掌者は多岐にわたるため、県が管理する主な公共施設の一覧を付録として掲載します。なお、ここに掲載している施設は、あくまで県が管理している公共施設として紹介するものであり、すべての施設を民間事業者が活用できるわけではありません。施設利用者が特定の方に限定され、プライバシーを保護する必要がある等の理由により、活用できない施設もありますので、ご注意ください。

県直営の公の施設※は、3年ごとに施設のあり方等について検討されています。平成29・30年度にあり方検討をした県直営の公の施設（全51施設）は次のとおりです。

### 県有施設一覧【県直営】（令和2年4月時点）

※年間利用者数は平成28年度データ

番号	施設名	所管課	年間利用者総数（人）
1	群馬会館	総務部 財産有効活用課	64,454
2	群馬県庁県民駐車場	総務部 財産有効活用課	404,132
3	昭和庁舎	総務部 財産有効活用課	59,498
4	ぐんま男女共同参画センター	生活こども部 生活こども課	13,322
5	群馬県女性相談所	生活こども部 生活こども課	4,834
6	三山寮	生活こども部 生活こども課	1,751
7	群馬県消費生活センター	生活こども部 消費生活課	4,032
8	群馬県立近代美術館	地域創生部 文化振興課	92,273
9	群馬県立歴史博物館	地域創生部 文化振興課	76,581
10	群馬県立土屋文明記念文学館	地域創生部 文化振興課	29,498
11	群馬県立自然史博物館	地域創生部 文化振興課	279,248
12	群馬県立館林美術館	地域創生部 文化振興課	52,516
13	群馬県立ぐんま学園	生活こども部 児童福祉・青少年課	—
14	群馬県立しろがね学園	健康福祉部 障害政策課	—
15	群馬県心身障害者福祉センター	健康福祉部 障害政策課	2,414
16	群馬県憩の森	環境森林部 森林保全課	11,962
17	緑化センター付属見本園	環境森林部 森林保全課	33,284
18	群馬県立榛名公園	環境森林部 自然環境課	865,740
19	群馬県立赤城公園	環境森林部 自然環境課	549,985
20	群馬県立妙義公園	環境森林部 自然環境課	138,236
21	群馬県立農林大学校	農政部 農業構造政策課	—
22	群馬産業技術センター	産業経済部 地域企業支援課	—
23	東毛産業技術センター	産業経済部 地域企業支援課	—
24	群馬県立前橋産業技術専門校	産業経済部 労働政策課	—
25	群馬県立高崎産業技術専門校	産業経済部 労働政策課	—
26	群馬県立太田産業技術専門校	産業経済部 労働政策課	—

※ 公の施設とは、住民の福祉を増進する目的で設置された施設をいい、道路や墓地なども公の施設になります。一方、地方公共団体が使用する庁舎などは、公の施設になりません。

27	奥利根水質浄化センター	県土整備部 下水環境課	-
28	県央水質浄化センター	県土整備部 下水環境課	-
29	桐生水質浄化センター	県土整備部 下水環境課	-
30	西邑楽水質浄化センター	県土整備部 下水環境課	-
31	利根備前島水質浄化センター	県土整備部 下水環境課	-
32	平塚水質浄化センター	県土整備部 下水環境課	-
33	県営住宅	県土整備部 住宅政策課	-
34	工業用水道事業(渋川工業用水道)	企業局 水道課	-
35	工業用水道事業(東毛工業用水道)	企業局 水道課	-
36	水道事業(県央第一水道)	企業局 水道課	-
37	水道事業(新田山田水道)	企業局 水道課	-
38	水道事業(東部地域水道)	企業局 水道課	-
39	水道事業(県央第二水道)	企業局 水道課	-
40	県立病院(心臓血管センター)	病院局 総務課	130,825
41	県立病院(がんセンター)	病院局 総務課	182,126
42	県立病院(精神医療センター)	病院局 総務課	90,222
43	県立病院(小児医療センター)	病院局 総務課	85,438
44	群馬県立文書館	教育委員会 総務課	8,595
45	群馬県立図書館	教育委員会 生涯学習課	244,501
46	群馬県立北毛青少年自然の家	教育委員会 生涯学習課	23,398
47	群馬県立妙義青少年自然の家	教育委員会 生涯学習課	13,137
48	群馬県立東毛青少年自然の家	教育委員会 生涯学習課	29,863
49	群馬県生涯学習センター	教育委員会 生涯学習課	277,489
50	群馬県立ぐんま天文台	教育委員会 生涯学習課	29,018
51	群馬県立ぐんま昆虫の森	教育委員会 生涯学習課	117,950

出典：群馬県 HP「県直営による公の施設の管理運営状況」をもとに作成

また、指定管理者によって管理されている公の施設は次のとおりです。

#### 県有施設一覧【指定管理者】(令和2年4月時点)

※年間利用者数は令和元年度データ

番号	施設名	指定管理者	所管課	年間利用者数 (人数,件数等)
1	群馬県民会館	群馬県民会館管理事業共同体	文化振興課	300,336
2	自然史博物館附帯ホール	富岡市	文化振興課	50,991
3	群馬県総合スポーツセンター	(公財) 群馬県スポーツ協会	スポーツ振興課	1,035,890
4	群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク	(公財) 群馬県スポーツ協会	スポーツ振興課	53,677
5	群馬県ライフル射撃場	群馬県ライフル射撃協会	スポーツ振興課	1,123
6	ぐんまこどもの国児童会館	(公財) 群馬県児童健全育成事業団	私学・子育て支援課	281,372
7	群馬県社会福祉総合センター	(社福) 群馬県社会福祉事業団及び群馬県ビルメンテナンス協同組合の共同体	健康福祉課	5,333
8	群馬県福祉マンパワーセンター	(社福) 群馬県社会福祉協議会	健康福祉課	4,143
9	点字図書館	(社福) 群馬県社会福祉事業団・(公社) 群馬県視覚障害者福祉協会	障害政策課	9,624

10	障害者リハビリテーションセンター	(社福) 群馬県社会福祉事業団	障害政策課	1,844
11	義肢製作所	(社福) 群馬県社会福祉事業団	障害政策課	549
12	ふれあいスポーツプラザ	(社福) 群馬県社会福祉事業団・	障害政策課	78,187
13	ゆうあいピック記念温水プール	(社福) 群馬県社会福祉事業団	障害政策課	45,133
14	群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ	(社福) 群馬県社会福祉事業団及び(一社) 群馬県聴覚障害者連盟の共同体	障害政策課	3,004
15	群馬県精神障害者援護寮「はばたき」	(社福) アルカディア	障害政策課	3,928
16	群馬県野鳥の森施設	安中市	自然環境課	4,239
17	伊香保森林公園	グリーンクラフトマン(株)	森林保全課	73,024
18・19	赤城森林公園・赤城ふれあいの森	群馬県森林組合連合会	森林保全課	142,009
20	さくらの里	(一財) 群馬県森林・緑整備基金	森林保全課	82,881
21	桜山森林公園	藤岡市	森林保全課	77,236
22	みかほ森林公園	グリーンクラフトマン(株)	森林保全課	5,835
23	21世紀の森	利根沼田森林組合	森林保全課	49,697
24	ぐんまフラワーパーク	(株) ぐんまフラワー管理	蚕糸園芸課	219,864
25	日本絹の里	(公財) 群馬県蚕糸振興協会	蚕糸園芸課	41,513
26	群馬県馬事公苑	(公財) 群馬県馬事公苑	畜産課	56,470
27	群馬県勤労福祉センター	(公財) 群馬県勤労福祉センター	労働政策課	85,577
28	宝台樹キャンプ場	武尊山観光開発(株)	観光魅力創出課	1,050
29	宝台樹スキー場	武尊山観光開発(株)	観光魅力創出課	100,487
30	利根川河川境運動場	伊勢崎市	観光魅力創出課	346
31	利根川河川尾島児童園地	太田市	観光魅力創出課	-
32	烏川河川玉村運動場	玉村町	観光魅力創出課	4,332
33	群馬ヘリポート	日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体	交通政策課	850
34	敷島公園	敷島パークマネジメントJV	都市計画課	661,231
35	群馬の森	グリーンクラフトマン(株)	都市計画課	500,308
36	金山総合公園	山梅・ケービックグループ	都市計画課	470,598
37	観音山ファミリーパーク	NPO 法人 KFP 友の会	都市計画課	400,662
38	多々良沼公園	J A 邑楽館林千代田町緑化組合	都市計画課	533,416
39	群馬県青少年会館	(公財) 群馬県青少年育成事業団	(教)生涯学習課	42,419
40	上武ゴルフ場	スバルリビングサービス(株) 群馬事業所	(企)団地課	29,628
41	玉村ゴルフ場	(株) 三商	(企)団地課	50,452
42	前橋ゴルフ場	久松商事(株)	(企)団地課	48,566
43	板倉ゴルフ場	(株) 東急リゾートサービス	(企)団地課	54,031
44	新玉村ゴルフ場	金井興業(株)	(企)団地課	48,755

出典：群馬県 HP「指定管理者による公の施設の管理運営状況（令和元年度）」をもとに作成

公の施設ではありませんが、県が管理する公共施設として、ほかにも次に掲げる事務庁舎などがあります。そのほか、教育財産の県立高校（廃校施設）については、教育委員会管理課が所管しています。

県が管理する事務庁舎一覧（平成 29 年度時点）

番号	施設名	分掌者	延床面積
1	前橋合同庁舎	前橋行政県税事務所	8,638.60
2	渋川合同庁舎	渋川行政県税事務所	3,470.43
3	伊勢崎合同庁舎	伊勢崎行政県税事務所	1,153.25
4	高崎合同庁舎	高崎行政県税事務所	6,006.18
5	藤岡合同庁舎	藤岡行政県税事務所	2,986.27
6	富岡合同庁舎	富岡行政県税事務所	8,200.06
7	中之条合同庁舎	吾妻行政県税事務所	2,639.88
8	利根沼田振興局庁舎	利根沼田行政県税事務所	9,471.02
9	太田合同庁舎	太田行政県税事務所	5,514.10
10	桐生合同庁舎	桐生行政県税事務所	1,603.01
11	館林合同庁舎	館林行政県税事務所	1,644.47
12	自治研修センター	自治研修センター	423.53
13	群馬県庁	財産有効活用課	90,022.82
14	群馬県庁県民駐車場	財産有効活用課	12,446.30
15	自動車税事務所	自動車税事務所	828.44
16	東京事務所	東京事務所	251.70
17	西部児童相談所	西部児童相談所	2,071.25
18	渋川保健福祉事務所	渋川保健福祉事務所	1,305.05
19	伊勢崎保健福祉事務所	伊勢崎保健福祉事務所	1,450.05
20	安中保健福祉事務所	安中保健福祉事務所	1,346.59
21	藤岡保健福祉事務所	藤岡保健福祉事務所	1,430.28
22	吾妻保健福祉事務所	吾妻保健福祉事務所	1,389.53
23	東部保健福祉事務所	太田保健福祉事務所	1,789.11
24	桐生保健福祉事務所	桐生保健福祉事務所	1,485.73
25	館林保健福祉事務所	館林保健福祉事務所	1,469.85
26	こころの健康センター	こころの健康センター	1,037.18
27	中部家畜保健衛生所	中部農業事務所	635.32
28	西部家畜保健衛生所	西部農業事務所	629.90
29	吾妻家畜保健衛生所	吾妻農業事務所	397.52
30	利根沼田農業事務所普及指導課尾瀬係事務所	利根沼田農業事務所	298.11
31	東部家畜保健衛生所	東部農業事務所	563.18
32	桐生地区農業指導センター	技術支援課	321.11
33	東京園芸情報センター	蚕糸園芸課	128.40
34	大阪事務所	観光魅力創出課	82.20
35	名古屋事務所	観光魅力創出課	59.23
36	伊勢崎土木事務所	伊勢崎土木事務所	1,362.99
37	高崎土木事務所榛名事業所	高崎土木事務所	365.38
38	安中土木事務所	安中土木事務所	1,528.89
39	藤岡土木事務所万場事業所	藤岡土木事務所	383.21
40	富岡土木事務所下仁田事業所	富岡土木事務所	402.22
41	中之条土木事務所	中之条土木事務所	1,612.06
42	中之条土木事務所三原事業所	中之条土木事務所	704.67

43	長野原地区合同庁舎	中之条土木事務所	1,255.69
44	沼田土木事務所鎌田事業所	沼田土木事務所	1,154.84
45	沼田土木事務所水上事業所	沼田土木事務所	611.84
46	桐生土木事務所	桐生土木事務所	1,613.59
47	館林土木事務所	館林土木事務所	1,138.43
48	八ッ場ダム水源地域対策事務所	八ッ場ダム水源地域対策事務所	1,217.04
49	議会庁舎	総務課	20,359.32

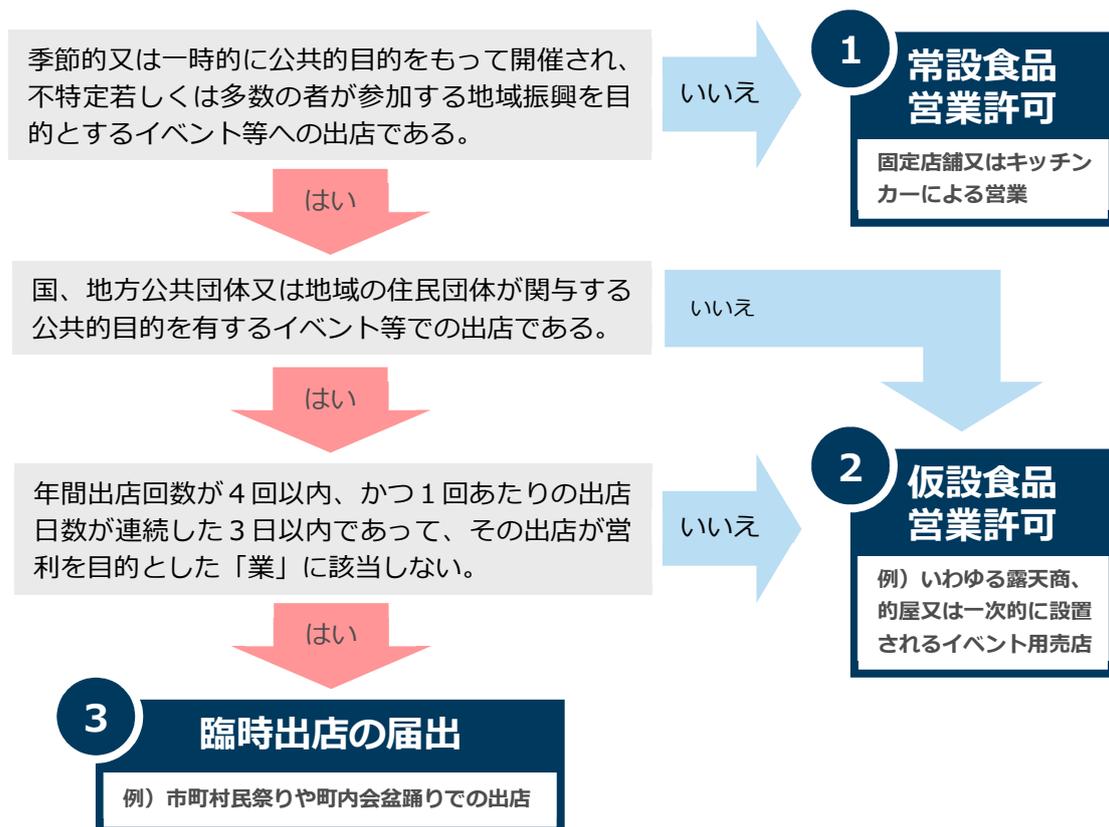
出典：群馬県庁舎等施設管理計画（平成 30 年 3 月）参考資料「庁舎等」類型施設一覧をもとに作成

## 付録3 食品を提供する場合の手続き

公共施設・空間を活用したイベント（催事）等を開催する際に、簡易な施設を設け、食品を調理し提供しようとする場合には、営業許可や届出が必要な場合があります。

イベント等の種類、出店目的、出店内容、出店期間等によって必要な手続きが異なりますので、詳細については、所管する県保健福祉事務所へご相談ください。なお、このページでは、県所管エリア内で営業する場合の手続き等について説明しています※。県所管エリア外である前橋市、高崎市に出店される場合には、各市の保健所にお問い合わせください。

### 1. イベント等の食品の出店に必要な許可等



※令和3年6月1日の食品衛生法の改正に伴い、条例等を改正し許可業種や施設基準が変更されましたので、ご注意ください。

## 2. 営業の種類

### ① 常設食品営業

食品衛生法で定められた32業種（飲食店営業等）の営業を行う場合には、知事の許可が必要です。

これらの営業許可を取得するためには、条例で定めるそれぞれの業種ごとの施設基準を満たしている必要があります。

### ② 仮設食品営業

イベント等において、簡易な施設を設けて、不特定多数を対象に食品を提供する営業を行う場合には、知事の許可が必要です。仮設食品営業には、次の2つの区分があります。

#### （1）露店営業

組立式等簡易な施設を設け、短期間営業を行い、イベント等ごとに移動して営業するもの（【例】いわゆる露天商、的屋）

#### （2）臨時営業

簡易な施設を設け営業し、イベント等終了後は、その施設を撤去する形態のもの（【例】一時的に設置されるイベント用売店）

### ③ 臨時出店

地方公共団体等が関与する公共的目的を有するイベント等で、営利を目的とした業に該当せず、反復性が低くかつ短期の出店（原則として、年間出店回数が4回以内、かつ1回あたりの出店日数が連続した3日以内のもの）の場合には、臨時出店届出書の提出が必要です。（【例】市町村民祭りや町内会盆踊りでの出店）

## 3. 仮設食品営業・臨時出店に係る食品の取扱い

原則として、1回のイベント等で取り扱うことのできる食品は、1出店者あたり1品目です。

また、現場での作業は、加熱調理など簡易な方法による調理に限ります。

食品の取り扱いについては、以下の（1）～（5）の事項を遵守してください。

（1）寿司、刺身等生食する食品で衛生上の危害発生の恐れの高いものは取り扱わないこと。

- (2) 原材料の細切等の仕込み行為はその場で行わないこと。仕込みの必要な原材料を使用する場合は、清潔な調理、加工施設等で仕込みを行い、必要に応じて使用（調理）直前まで冷蔵保管すること。
- (3) かき氷には飲用適の水を製氷したものを使用し、削氷を行う際は、手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用い、盛り付けは衛生的な器具を用いること。
- (4) 生めんゆいで行為等その場での製造、加工及び調理に多量の水の使用を必要とするものは取り扱わないこと。
- (5) 客への提供直前に加熱調理が行えるものを提供すること。ただし、かき氷、ところてん、清涼飲料水及び酒類並びにクレープ、団子、果実チョコ等のいわゆるトッピング、からめ等を行うものはこの限りではありません。また、農産物の簡易な加工品については、必要に応じて殺菌等の処理を行うこと。

#### 4. 仮設食品営業に係る施設基準

仮設食品営業の施設基準は以下のとおりです。なお、臨時出店の施設設備についても、これらの基準に準じたものとしてください。

##### 営業施設等の基準一覧

<b>場所</b>	営業施設は、公衆衛生上支障のない場所に位置すること。 営業施設は、建物の周囲の汚染及び騒音並びに客の行為により付近住居者に公衆衛生上有害な影響を与えるおそれのある場所に位置しないこと。
<b>給水設備</b>	水道がない場合には、蛇口のついた容量18リットル以上の給水栓を有するフタ付き容器を備え、使用する水は、水道水又は飲用適の水であること
<b>洗浄消毒設備</b>	従事者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗いを設けること。
<b>排水設備</b>	排水容器を備えること。
<b>格納設備</b>	防じん及び防虫ができる衛生的な食品及び食器の保管容器を備えること。
<b>廃棄物用設備</b>	ふた付きで不浸透性及び十分な容量を備えた廃棄物を保管する容器を備えること。

## 付録4 公共施設・空間活用を進めるワケ

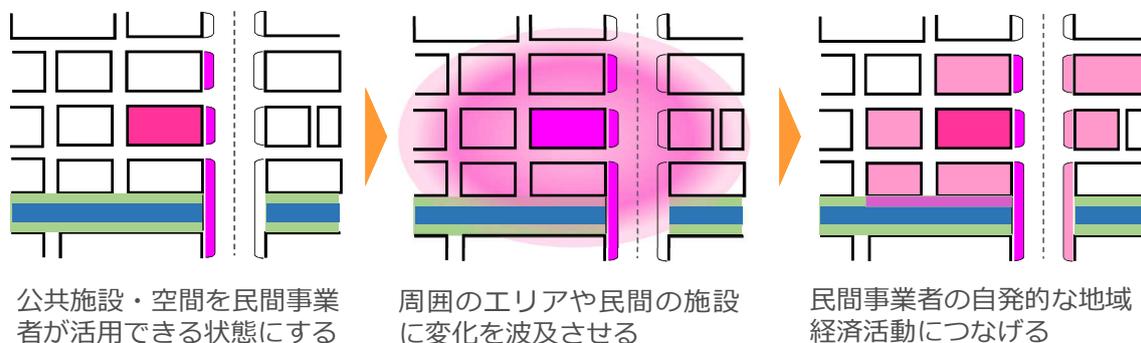
### 1. 公共施設・空間をもっと自由に

あまり活用されていない公共施設・空間を見て、「寂しい」「もったいない」「別の使い方ができたらいいのに」などと思ったことはありませんか？

民間事業者の活用が難しいイメージの強い公共施設・空間ですが、近年は様々なアプローチによって活用が進んでいます。

そして群馬県においても、新たな民間活用を積極的に進めるため、「官民連携まちづくり基本方針」として、公共施設・空間活用の基本的な考え方や県の具体的な取組を定めました。

この基本方針では、住民が変化を感じやすい公共空間の使われ方を変えることで、まちや地域へ前向きなインパクトを与え、周囲の地域経済活動へと波及させることを狙っています。



公共施設・空間からエリア全体の価値向上を目指す

本ガイドは、基本方針の取組を推進するために作成しました。公共施設・空間の活用に必要な手続き<sup>※</sup>や活用事例等をより多くの人に知ってもらうため、ガイドとしてまとめています。

公共施設・空間を身近な生活空間として、民間事業者のサービス提供や事業展開の場

※ 本ガイドに記載の手続きは全て、県が管理する公共施設・空間を対象としています。

として活用してもらうことで、地域で経済がまわり、公共空間の価値も向上する、そんな取組が一つでも多く県内に広がることを願っています。



民間事業者のサービスで公共施設・空間の価値も高まります

## 2. “三方よし”の取組へ

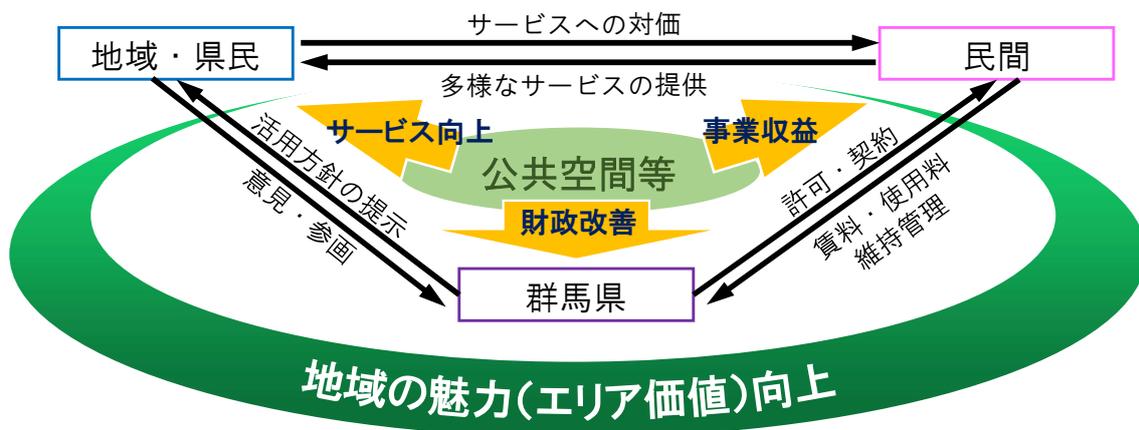
もともと、道路や公園などの公共施設・空間は、住民生活との関わりが深く、例えば  
楽市楽座として道路を商いの場所に使うなど、誰にでも開かれている場でした。

それがいつしか、近代化のプロセスで行政の管理下におかれ、生活から切り離されて  
しまい、さらに苦情対応や安全管理の側面から管理者によるコントロールが強まること  
で、不自由でよそよそしい場所となってしまいました。

しかし、時代は量から質を求める時代へ、つくる時代からつかう時代へと変化してお  
り、国も次の段階へシフトチェンジしようと公共施設・空間に関する規制緩和を進めて  
います。

行政運営が厳しさを増す中、官民がそれぞれ持っている人・モノ・資産を最大限に活  
かした「稼ぎやすいまち」をつくるのが、地域内で経済をまわし、利益を生み出し続  
ける、持続可能なまちづくりにつながります。

これまで行政があまり意識してこなかった「まちを経営する」観点を持つことで、公  
共施設・空間に民間の経営力を加えた、県民・民間・群馬県“三方よし”の姿を実現す  
ため、県では公共施設・空間活用の取り組みを推進しています。



県民・民間・群馬県“三方よし”のイメージ図

### 3. 日常の風景につなげる取組を

公共施設・空間の活用パターンは大きく2通り考えられます。一つは、民間事業者がサービス提供の場として長期的に利用するケースです。

例えば、維持管理の課題を抱えた公共施設を民間のサービスの用途に転換し、サービスの収益で設備投資費用を回収しながら、地域ビジネスを展開していくものを指し、地域内で経済をまわすという前段の目的につながってきます。

もう一つの方法として、単発的なイベントの開催や社会実験の実施を目的として短期的に利用するケースが考えられます。

例えば、商店街に若者が来なくなる新しいサービス提供者を呼び込みたいとき、商店街の魅力を伝える手段として、公共施設・空間で定期的にイベントを開催し、新しい事業者と商店街の空き店舗とを結びつけるようなケースがこれにあたります。

また、地域の経済を回す生活の場として、路上マーケットを定期的に開催し、マルシェをまちの日常の風景にしていくような取組も考えられます。

いずれも地域ビジネスにつながるものであり、地域内で経済をまわすという目的に合致してきます。

一方で、一時的な賑わい創出を目的として短期的なイベントに公共施設・空間を利用するケースは、持続的な経済循環につながらないため、本ガイドの対象とするところではありません。

### 短期利用

- ・ 地域内に新しいサービス事業者を結びつける手段としてイベントを定期開催
- ・ 関係者間のイメージを共有し、理解を深めるために、実際の風景を見せる場として社会実験を実施 など

### 長期利用

- ・ 公共施設・空間を民間のサービス用途に転換し、収益で設備投資費用を回収しつつ、地域ビジネスを展開
- ・ 都市再生推進法人による一定期間の道路占有 など

## ○ 地域の魅力（エリア価値）向上 ~~一次的な賑わい創出~~

- ・ 人材が集まり、多様な事業が育つ
- ・ やりがいのある仕事が創られる
- ・ 素敵なライフスタイルが生まれる
- ・ 新しいコミュニティが育つ など

公共施設・空間の活用パターンの想定

## 4. 公共施設・空間活用の基本原則

前段のとおり、三方よしの姿を目指すためには、公共施設・空間を活用するものなら何でもよいというわけにはいきません。

また、公共施設・空間活用の取組によって、その公共施設・空間を本来の目的で利用しようとしていた住民が利用できなくなることも避ける必要があります。

そこで群馬県では、次の基本原則を定め、この原則に合致する公共施設・空間の活用を推進していきます。

### 公共施設・空間活用の基本原則

- ① 地域の魅力（エリア価値）向上につながる活用であること
- ② 県民・民間・群馬県の三方にメリットが生まれる活用であること
  - ・ 県民への多様なサービス提供の一助となるもの
  - ・ 民間の実施主体に利益をもたらす、持続可能なもの
  - ・ エリア価値の向上による税収増、利用料の納付又は維持管理費の低減につながるもの
- ③ 他の利用者の対象地利用（本来目的での利用）を著しく妨げるおそれがない活用であること